

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所3号炉及び4号炉並びに川内原子力発電所1号炉及び2号炉 原子炉施設保安規定変更認可（有毒ガス防護）【2】）」

2. 日時：令和2年9月16日（水） 15時00分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※・・・TV会議システムによる出席）

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、西内安全審査官、畠山安全審査専門職

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長※ 他7名※

5. 要旨

（1）九州電力より、玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（有毒ガス防護）について、提出資料に基づき説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は、以下の点について確認等を行うとともに、今後これらの説明内容を含めて引き続き確認することとした。

- 設置変更許可申請にて規定した各事項における保安規定への反映内容
- 玄海原子力発電所と川内原子力発電所の申請内容の相違点

（3）九州電力より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・川内及び玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の概要について【有毒ガスに関する規則改正】
- ・有毒ガスに係る保安規定変更 審査スケジュール（案）

以上